

地域の会前回定例会以降の動き

令和8年10月7日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

9月8日（火）、柏崎市、刈羽村とともに、安全協定に基づく発電所の月例状況確認を実施しました。

〔主な確認内容〕

- 4号機の運転員専用入退域室内にある放射線管理区域との境界となる扉が施錠されていなかった事案について、原因と対策について説明を受け、現場を確認しました。
- 廃液を浄化して再利用するため廃液中の不純物を除去する液体廃棄物処理系について説明を受け、現場を確認しました。

2 原子力災害を想定した航空機（ヘリコプター）避難訓練

9月5日（土）、原子力防災訓練の個別訓練として、航空機（ヘリコプター）による避難訓練を実施しました。

地震により刈羽村油田地区への道路が寸断され孤立した場合を想定し、油田地区から避難先の村上市まで陸上自衛隊と海上保安庁のヘリコプターにより避難しました。

訓練は、複数機関のヘリコプターによる広域避難の手順に加え、悪天候等で飛行先や離陸時刻の変更が必要となった場合に関係機関との調整手順を確認するために実施し、当日は晴天であったため、飛行先や離陸時刻の変更は生じませんでした。変更に対応した手順に関係機関が事前に確認することで、対応力の向上を図りました。

なお、当初参加を予定していた山形県消防防災航空隊は、急遽山岳救助に出動したため、参加できなくなりましたが、山形県消防防災航空隊のヘリコプターに搭乗予定であった住民の方には、他のヘリコプターへの搭乗の様子を見学いただくなど、避難の手順を確認いただきました。

参加者へのアンケートでは、「一度乗っていれば次回も安心して乗ることができる」や「今回の訓練は成功したが、天候等を考えると、色々な避難方法があるのではないか」といったご意見・ご感想をいただいております。当日の対応を含め、外部評価機関が評価を取りまとめているところです。

<参加者>

県、刈羽村、村上市、陸自、海保、バス事業者 計 60 人、油田地区住民 18 人

＜訓練行程＞

- ① 刈羽村職員が、住民誘導のため陸自のヘリコプターに搭乗し、油田地区に移動
- ② 住民が油田地区集会場に集合し、村職員が点呼の後、離発着場所に誘導
- ③ 陸自や海保の指示に従い、ヘリコプターに搭乗し、三面川東河川公園へ避難
- ④ 着陸後、バスに乗り換え、避難経由所に移移動し訓練終了

＜訓練の様子＞



油田地区での搭乗



三面川東河川公園での降機

＜飛行イメージ＞



3 原子力災害を想定した小学校における児童の保護者への引渡し訓練

9月18日（金）、柏崎市とともに、原子力防災訓練の個別訓練として小学校における児童の保護者への引渡し訓練を実施しました。

本訓練についても、訓練に参加した教職員等に対し、アンケートを実施しており、外部評価機関の評価を受けることとしています。

＜場所＞

柏崎市立柏崎小学校（UPZ）

<参加者数>

児童約300人、保護者約200人、教職員等約30人

<主な訓練内容>

- ① 県から市、市から小学校への情報伝達、児童の引渡し指示
- ② 小学校から保護者への児童の迎え要請
- ③ 児童が体育館に集合、児童の保護者への引渡し
- ④ 保護者への引渡しができなかった児童のバス避難

※避難先市町村までの広域避難は実施せず、学校周辺を走行の後、学校へ帰着
安定ヨウ素剤（模擬品）の持ち出し、配布準備

<訓練の様子>



保護者への児童の引渡し



避難用バスへの移動

<今後の実施計画>

- 10月 8 日（木）かりわ保育園（刈羽村）
- 15 日（木）大洲保育園（柏崎市）
- 16 日（金）田尻保育園（柏崎市）
- 21 日（水）桜通小学校（柏崎市）
- 26 日（月）荒浜保育園（柏崎市）
- 11月 2 日（月）鏡が沖中学校、半田小学校（柏崎市）

4 新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議

9月4日（金）、第85回評価会議を開催し、令和7年度の環境放射線監視調査結果及び温排水等漁業調査結果について評価していただきました。

〔各調査結果の評価（概要）〕

- ・ 環境放射線監視調査結果
柏崎刈羽原子力発電所からの周辺環境への影響は無視できる。
- ・ 温排水等漁業調査結果
過去と比較して特異な傾向は認められなかった。

※ 会議資料は下記のホームページに掲載しています。

「第85回新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/85hyoukakaigikekka.html>

5 その他

- 9月14日 報道発表「原子力災害を想定した防災訓練を実施します」
- 9月18日 避難路・屋内退避施設の整備状況や、東京電力から拠出される資金の活用状況等の情報をまとめたホームページを開設しました。（知事政策局）

「柏崎刈羽原子力発電所の立地に伴う安全・防災対策の取組」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/000160-2/index.html>



原子力災害を想定した防災訓練を実施します

県では、原子力災害時における対応力のさらなる向上を図るため、原子力防災訓練を下記のとおり実施します。

記

1 日程

(1) 災害対策本部運営訓練等

10 月 23 日（金）

(2) 住民避難訓練等

10 月 24 日（土）

(3) 緊急時モニタリング訓練

10 月 29 日（木）

2 場所

県庁、柏崎刈羽原子力防災センター、県内各会場

3 参加機関

県、市町村、内閣府、原子力規制庁、防災関係機関、東京電力など

4 内容

柏崎刈羽原子力発電所での事故を想定し、県災害対策本部において対処方針を決定する本部運営訓練や、避難経由所や避難所での住民受付、屋内退避、避難退域時検査などの住民避難訓練、緊急時モニタリング訓練等を行います。

5 その他

詳細について、現在、市町村や関係機関と調整中であることから、訓練内容に係る説明については、10 月中旬をめどに別途お知らせいたします。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課 高橋(直)、奥山

(直通) 025-282-1695 (内線) 6452

原発関連安全確保・地域活性化推進室トップページ

見つからないときは



新潟県人口減少問題対策
推進県民会議ポータルサイト



県内の“全”高等教育機関の情報は
ココから!

高等教育
コンソーシアムにいがた



柏崎刈羽原子力発電所の立地に伴う安全・防災対策の取組

ページ番号：0838370 更新日：2026年9月18日更新

新着情報

現在、掲載されている情報はありません。

避難路等の整備

- 内閣府、経済産業省、国土交通省、新潟県による「原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備促進に向けた協議の枠組み」において確認された、原子力災害時の住民避難を円滑にするための原発を中心として6方向へ放射状に避難する経路の確保に資する道路整備を推進します。
- 全88箇所において調査・設計若しくは工事に着手済みです。

[最新の整備状況についてはこちら](#)

除排雪体制の充実・強化

- 県が行う6方向の幹線道路の除排雪体制を強化するため除雪車両を増強するとともに消融雪施設を設置します。
- 除雪車両は全8台を発注済み、消融雪施設は全6箇所において調査・設計若しくは工事に着手済みです。

[県が行う6方向の幹線道路の除排雪体制の強化](#)

- 冬季の原子力災害対策重点区域における住民避難の一層の円滑化を図るため、市町村が地域の実情に応じて行う除排雪体制の充実・強化に向けた取組を支援します。
- 原子力災害対策重点区域を含む市町村の取組を支援します。(全16億円/年)

[市町村が行う除排雪体制の充実・強化 \[PDFファイル／1.09MB\]](#)

避難所の環境整備

- 原子力災害時に自宅以外で屋内退避を一定期間継続できる環境を整備するため、PAZ・UPZ内の中学校区に1か所ずつ学校体育館等への空調整備に必要となる市町村負担の支援を行うとともに、県立高校及び県立特別支援学校の体育館の空調整備を行います。
- 全50校程度のうち24校において設計若しくは工事に着手済みです。

[屋内退避施設となる学校体育館等の環境整備](#)

※避難所や原子力災害時の受入元となる施設等の環境整備について、現在検討を進めている「新潟県避難所環境整備方針」を踏まえ、市町村への支援を検討していきます。

柏崎刈羽原子力発電所の立地に伴う主な財政措置等

電源三法交付金

電源三法とは、電源立地地域における地域振興を図ることにより、電源立地を円滑に進めることを目的として昭和49年に制定された「電源開発促進税法」、「電源開発促進対策特別会計法（現：特別会計に関する法律）」、「発電用施設周辺地域整備法」の三法をいいます。

電源三法交付金とは、これらの法律に基づいて発電用施設の立地自治体等に交付される「電源立地地域対策交付金」をはじめとした各種交付金の総称であり、公共用施設整備事業、企業導入・産業近代化事業、福祉対策事業、電気料金割引事業、地域活性化事業など、地域の実情やニーズに合わせた幅広い分野で活用されています。

[電源三法交付金の概要](#)

[直近活用実績](#)

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（原発特措法）における財政措置

原発特措法は、原子力発電施設の周辺地域について、地域の防災に配慮しながら、生活環境や産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずることにより、地域の振興を図っていく法律です。

この法律に基づき作成した地域振興計画内で位置付けられた防災インフラ施設等の整備については、国庫補助率のかさ上げや、地方債の元利償還金に対する地方交付税措置などの特例が設けられています。

新潟県では、これらの特例を活用し、道路や港湾施設などの社会基盤の整備を進めています。

なお、令和7年8月に開催された原子力関係閣僚会議において、原子力発電施設等から概ね30km圏内まで拡大する方針が決定され、同年12月に原子力災害対策重点区域をその行政区域内に有する基礎自治体の範囲まで拡大されました。

[原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法](#)＜外部リンク＞

[新潟県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画](#) [PDFファイル／4.33MB]

核燃料税

核燃料税は、原子力発電所の立地に伴って実施すべき様々な施策の費用に充てる法定外普通税（※）です。核燃料税の収入は、一般財源として、原子力発電所の立地地域をはじめ、県内全域の生活の安定、福祉の向上、防災対策の充実など、各種施策の推進に活用しています。

※法定外普通税とは、地方税法で定められている税目以外に県がその税収を必要とする施策の費用に充てるために課税する税金です。

[核燃料税](#)

東京電力からの拠出金

■資金の拠出について

東京電力ホールディングス株式会社は柏崎刈羽原子力発電所の発電電力量に応じて資金を拠出します。

[資金拠出に関する確認書](#) [PDFファイル／322KB]

■資金の活用案

東京電力ホールディングス株式会社から拠出された資金については、「柏崎刈羽原子力発電所の立地に伴う安全・防災対策」「原子力災害対策重点区域でありながら電源立地地域対策交付金の対象地域となっていない地域への支援」「地域・産業の振興」に活用する予定です。

[東京電力からの拠出金等を活用した安全・防災対策と地域・産業の振興（案）](#) [PDFファイル／169KB]



PDF形式のファイルをごいただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

このページに関するお問い合わせ

[知事政策局 政策企画課](#)

原発関連安全確保・地域活性化推進室

Tel：025-280-5457 Fax：025-280-5507 [メールでのお問い合わせはこちら](#)

「地域の会」委員質問への回答

〈本間委員〉

9月定例会において東京電力HD(株)から配布された資料「東京電力の防災支援の取り組みについて」の6ページに、避難退域時検査に係る東京電力の支援として「自治体職員や診療放射線技師等と共に検査場所の開設等を準備」と記載されているが、避難退域時検査に対応する診療放射線技師の出動依頼の話はまとまっているのか。

また、誰が出動するのかということまで決まっているのか、出動する人の心の準備はできているのか教えてほしい。

回 答

避難退域時検査に対応する診療放射線技師の出動依頼の話はまとまっているのかとのご質問についてですが、本県では、万一の原子力災害に備え、新潟県診療放射線技師会が、原子力災害医療協力機関に登録されています。

また、国では日本放射線技師会を原子力災害医療協力機関に指定しており、これらの機関は、原子力災害対策指針が定める原子力災害医療体制において、原子力災害時に、避難退域時検査訓練などの立地道府県等が行う原子力災害対策に関して協力を行うこととなっております。

そのため、避難退域時検査にあたっては、新潟県診療放射線技師会から検査要員を派遣していただくこととなっており、県原子力防災訓練における避難退域時検査訓練に診療放射線技師にも参加いただいております。

次に、誰が出動するのかというところまで決まっているのかとのご質問についてですが、原子力災害時には、各医療機関における傷病者への対応等も必要となることから、あらかじめ対応する診療放射線技師を定める形ではなく、県災害対策本部から新潟県放射線技師会に協力を依頼し、同会から会員に連絡・調整の上、状況に応じて対応可能な方に対応いただくこととしております。

また、対応する人は心の準備ができているのかとのご質問についてですが、毎年、県原子力防災訓練に参加いただくことに加えて、県では原子力防災に関する基礎知識や、放射線測定器に関する操作方法等の習得を目的とした研修を実施しています。

この研修には、過去3年間で146人の診療放射線技師の方に参加いただいております、万一の原子力災害の際に必要な対応や注意点等について、習得いただいているものと考えております。

【参考 1】 「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（抜粋）

原子力災害対策指針（令和 6 年 1 0 月原子力規制委員会告示第 8 号）では、原子力災害医療体制の整備の一環として、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）等の指定等を行う必要があることが明記されており、本文書はその役割及び指定要件を定めるものである。

（略）

2 原子力災害医療協力機関

原子力災害医療協力機関は、原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療の提供や、立地道府県等が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査（避難退域時検査や甲状腺被ばく線量モニタリング等）に協力する。

「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（原子力規制庁）

<https://www.nra.go.jp/data/000480564.pdf>

【参考 2】 「新潟県原子力災害医療マニュアル」（抜粋）

表 1 原子力災害医療体制一覧

区分	圏域	組織の名称
原子力災害医療 協力機関	下越	村上総合病院、県立新発田病院
	新潟	新潟市民病院、下越病院、 新潟県済生会済生会新潟病院
	県央	済生会新潟県央基幹病院
	中越	長岡赤十字病院、柏崎総合医療センター
	魚沼	地域医療推進機構魚沼基幹病院、県立十日町病院
	上越	県立中央病院、糸魚川総合病院
	佐渡	佐渡総合病院
	県全域	一般社団法人新潟県医師会、 公益社団法人新潟県薬剤師会、 公益社団法人新潟県看護協会、 一般社団法人新潟県診療放射線技師会、 日本赤十字社新潟県支部、 株式会社千代田テクノル柏崎刈羽営業所
原子力災害 拠点病院※	県全域	新潟大学医歯学総合病院（基幹病院） 県立がんセンター新潟病院
高度被ばく医療 支援センター	県全域	福島県立医科大学

「新潟県原子力災害医療マニュアル」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/445839.pdf>

〈竹内委員〉

放射線防護対策施設の最新の一覧を資料としていただきたい。

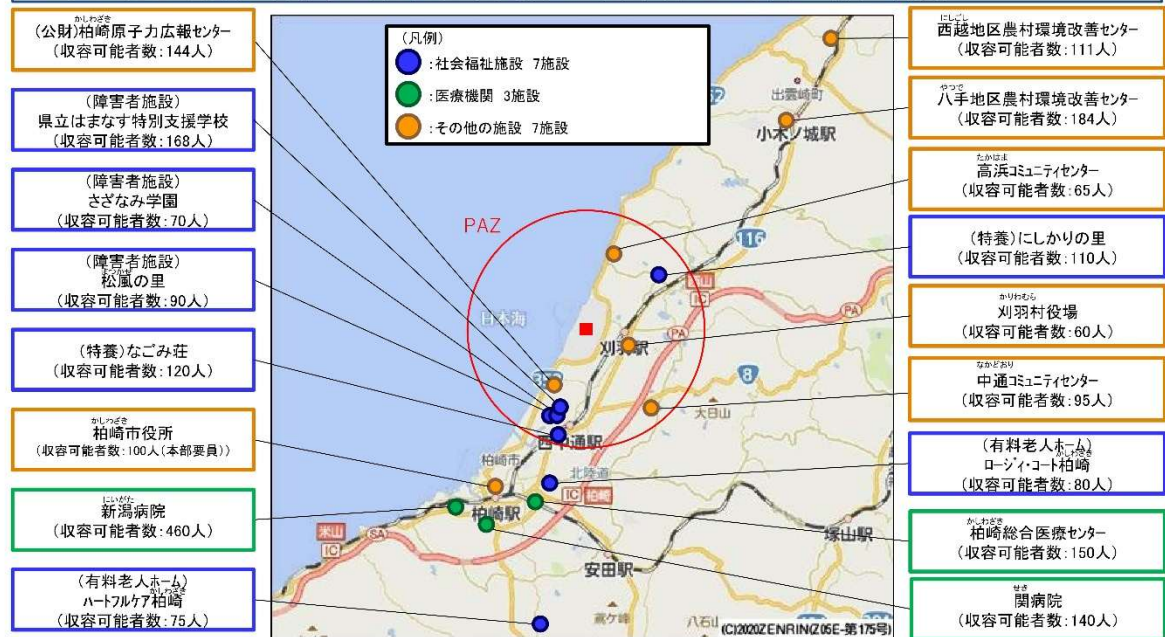
回 答

放射線防護対策施設の一覧については、「柏崎刈羽地域の緊急時対応」（令和 7 年 6 月、柏崎刈羽地域原子力防災協議会）39 ページに、策定時点の施設一覧が掲載されております。

また、この一覧には記載がありませんが、緊急時対応策定後、令和 7 年度中に柏崎市の西山町いきいき館（収容可能人数 127 人）においても放射線防護対策設備の整備を実施したほか、既に整備済みであった柏崎市の高浜コミュニティセンターにおいて、施設の損傷により、既に整備済みの放射線防護機能が喪失した場合に備えたバックアップとして、エア TENT を整備しました。（収容可能人数 65 人）

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設（合計 17 施設）へ収容。
- これらの 17 施設では、屋内退避者と PAZ 内の在宅の避難行動要支援者等を最大 2,222 人を収容可能。
- また、これら 17 施設では、屋内退避者のための 3～7 日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、東京電力ホールディングス（株）が供給。



※一部の屋内退避施設は万一集落が孤立化した場合にも活用。

39

「柏崎刈羽地域の緊急時対応」（内閣府）

https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/pdf/05_kk_00012_2.pdf